

## 随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>本業務は、今年開催する「清流の国ぎふ」文化祭2024（以下「本大会」という。）の開催に向けた広報を行うため、本大会公式ウェブサイトの管理運営等及び広報物のデザイン制作を行うものである。</p> <p>公式ウェブサイト管理運営等業務にあたっては、ウェブサイトの更新やウェブサーバー及びウェブサイト掲載システムの運用保守、障害発生時の復旧作業等に係る作業に関する専門的な知識が必要不可欠である。</p> <p>また、本業務で制作する広報物デザインは、本大会の総合プロデューサーの意向を反映する必要があるほか、現在運用している公式ウェブサイト及び公式ポスター、公式チラシやリーフレットのデザインとの統一性や一体感を持たせる必要がある。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>株式会社リーピーは、令和4年度『「清流の国ぎふ」文化祭2024公式ウェブサイト制作及び管理運営等業務委託』及び令和5年度『「清流の国ぎふ」文化祭2024公式ウェブサイト管理運営等及び広報物デザイン制作業務委託』の契約の相手方であり、ウェブサイトのシステムやサーバーの運用保守、障害発生時の対応等を熟知しているだけでなく、広報物も統一性や一体感を持たせたデザインを制作することができる。</p> <p>さらに、同業務においては、総合プロデューサーの意向を反映したデザインを制作していることから、総合プロデューサーからの修正依頼等に即時対応できる。</p> <p>以上から、株式会社リーピーは、本業務を円滑に遂行できる唯一の事業者である。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。